

保育施設における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

鳥取県子育て・人財局子育て王国課

新型コロナウイルスの感染予防に努めながら保育施設の運営を継続するため、感染予防の取組を整理しました。市町村・各保育施設での発生状況や実情に合わせて、取組の参考としてご活用ください。

<改訂内容>

●令和5年4月1日以降の取組について

1 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、主に飛沫感染と接触感染です。飛沫感染と接触感染の防止を中心に、各施設の状況に応じた感染対策を実施して保育施設全体の感染対策を向上させていきましょう。

また、発熱や咳、咽頭痛などの風邪症状や体調不良（以下、「体調不良等」という。）の場合は、園児・職員とも登園・出勤しないことを徹底し、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことが最も重要であることに留意しましょう。

さらに、職員が主に出入りする職員室、休憩室、職員用トイレなどでも、換気、手洗い・手指消毒、共有物の消毒、人と人の距離を意識して職員同士の3密を回避し、職員同士の感染対策を徹底しましょう。

区分	感染拡大予防の基本
最重要事項	体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない
飛沫感染対策	適切な換気（常時換気が望ましい）
	可能な限り距離をとった保育活動
接触感染対策	正しい手洗い・手指消毒
	共用の物品・場所の消毒



接触感染に注意！



2 換気の方法

換気はエアコン使用時や寒い環境においても可能な限り常時行うことが望ましく、換気設備がある場合は常時運転させてください。換気設備がない場合は、2方向の窓を同時に開けて空気の流れを作って吸込口（入口）と吐出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。大きく窓を開けられない場合でも、こぶし程度開き、空気の出入口を作っていただくようお願いします。

また、高いところから気にならない程度の扇風機の風を流し、低いところに外向きに風を逃すための扇風機等（危なくない構造）を設置することも効果的です。常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう。換気が十分かどうかを確認する方法として、CO₂センサーを使用して室内の二酸化炭素濃度を測定し、1000ppmを超えないことを確認することも有効です。

冬は換気により室温が低い状態（冬の室温の目安：20～23℃）となることも考えられることから、園児の保護者に対して温かい服装を心掛けていただくよう依頼するなど、柔軟に対応しましょう。

また、室温が下がりすぎないように、空き保育室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し温まった状態の新鮮な空気を保育室に入れるなど2段階換気も気温変化を抑えるのに有効です。冬季の換気のポイントや2段階換気の方法などは、以下のNHKの動画を参考にしてみてください。

（参考）NHK おはよう日本

冬の換気のポイント（動画 54 秒） https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1345913615413608455

寒い季節の新型コロナ対策（動画 1 分 7 秒） https://twitter.com/nhk_ohayou/status/1330044077967110151

3 正しい手洗い等

新型コロナウイルス感染症対策には、石けんと流水による手洗いが推奨されています。手洗いは30秒以上かけて丁寧に洗いましょう。

（1）正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

（2）手洗いのタイミング

園児・職員ともに、以下の6つのタイミングにしっかりと手洗いを実施しましょう。

手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



<その他のポイント>

- ・特に給食後は、手に飛沫が付いているため手洗いを徹底しましょう。
- ・トイレスリッパなどの飛沫物が付きやすいものを触った後には、手洗いをする習慣を身に付けましょう。
- ・降園の際にも手洗いを実施し、家庭への感染予防にも努めましょう。
- ・手洗いができない場合には手指消毒を行いましょう（アルコール（消毒用エタノール）：濃度70%以上）。なお、手が濡れていると濃度が下がり、効果が十分に期待できないため、手が乾いた状態で使用しましょう。

（3）タオルについて

手洗い後の接触感染を避けるため、タオルの共有はさけましょう。

（4）石けんの種類

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（以下、厚生労働省ガイドライン）」では、石けんは衛生管理の面からも液体石けんが望ましいとされています。固形石けんを使用している保育施設は、液体石けんや非接触型の石けんなどへの転換を検討ください。

4 マスクの着用について

マスクの着用については、場面に応じて適切に選択をしてください。

【マスク着用が推奨される場面】

- ・園外活動において、重症化リスクが高い施設（医療機関や高齢者施設等）を訪問する場合
- ・施設内や地域において感染が大きく拡大している場合など、一時的に場面に応じたマスク着用が効果的であると考えられる場合（保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意してください。）

（参考）正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスク着用を希望したり、健康上の理由により着用ができない園児もいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにしてください。マスク着用の有無による差別・偏見等がないようにお願いします。

5 園児の衛生習慣等について

新型コロナウイルス感染症対策を日々の保育活動で徹底しましょう。園児に咳エチケット、手洗い等の衛生習慣が身に付くことは、子どもが自ら健康で安全な生活を作り出す力にも繋がります。園児にも正しく感染対策がとれるようわかりやすい感染対策の呼びかけをお願いします。

6 食事時の対策

1 テーブルの人数を減らし、小さいテーブルは2人掛け、それ以外は4人掛けとし、食事前後には手洗いや手指消毒を実施しましょう。

○食事の介助が必要なクラス

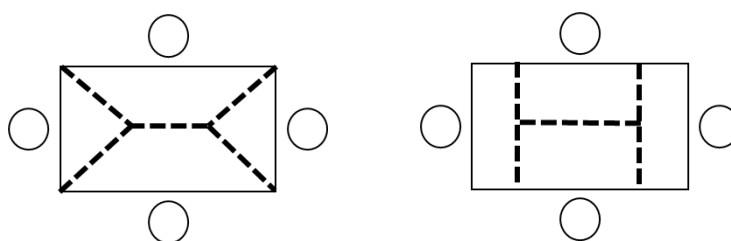
職員による消毒等の感染対策の徹底が必要です。食事の介助をするときは、ゴーグルやフェイスシールドを着用しましょう。

○食事の介助が必要でないクラス

同じ机の前・横の園児にも飛沫感染対策が図れるようパーティションを工夫して設置しましょう。

(パーティションの設置例)

--- パーティション
○ 園児



7 おもちゃ、場所等の消毒

低年齢児はおもちゃや手すりなど、あらゆるものに口をつけたり手を触れたりします。多くの園児が触れる場所、物品の消毒は、日常の衛生管理として消毒を行いましょう。

消毒方法や消毒液の管理方法などは、園医等に相談しながら適切に実施しましょう。

(1) 多くの園児で共有する物品・多くの園児が触る場所の検討

日頃の保育内容から、おもちゃ、工作用品、絵本などの物品や場所を、子どもたちがどのように、どれくらい共有しているか、触っているか確認しましょう。

物品や場所などの確認結果をもとに、どのように消毒を行うか検討し、頻繁に消毒できない共有の物品等は、使用后3日程度は使用せず、ローテーションして使用することや個人用の物品に変更することも併せて検討しましょう。

(2) 消毒方法

消毒は、基本的に汚れを落としてから、消毒液でしっかり濡らした状態で実施する必要がありますので留意しましょう。厚生労働省ガイドラインでは、消毒する物品・場所によって消毒薬の種類と用途に分けて記載されていますので参考にしてください。

次亜塩素酸ナトリウム等の消毒作業では、スプレータイプで散布することはウイルスを舞い上げ、吸ったり目に入ると健康に害を及ぼす可能性がありますので、消毒液をペーパータオルなどに浸してから拭くなどの対応をお願いします。(県教育委員会の「学校空間の消毒方法について」の動画(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1208719.htm>)が参考になりますのでそちらをご参照ください)

8、9頁を参考として、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール(消毒用エタノール)を基本とした物品・場所等への消毒方法、消毒薬の種類と用途を記載しております。次亜塩素酸ナトリウムの希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意し、毎日、希釈・交換しましょう。

なお、小児に多いウイルス感染症の原因であるアデノウイルスやノロウイルスはアルコールが効かないので、おもちゃ等物品、床等の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(約0.05%)を使用してください。

(3) 消毒のタイミング

消毒はこまめに実施することが望ましいですが、特に食事や歯磨き等の飛沫が発生し易い活動のあとには必ず実施しましょう。

- ・トイレも含めたドアノブなどの頻繁に触る箇所については、時間を決めての消毒を実施
- ・床等については、1日に1回以上、閉園前のタイミング等に消毒
飛沫が発生し易い活動の前に新聞紙やビニールシート等を敷いて活動後に廃棄又は消毒する等の対応も有効
- ・遊具、本など消毒が困難なものについては、職員や園児が使用する前後に石けんによる手洗い又は手指消毒を徹底することも有効

(4) 消毒液の管理

園児がアルコール消毒液を口にしたり誤飲したりしないよう、アルコール消毒液は使用しない時は園児の手の届かない場所に置き、使用する時は職員が見ている状況で消毒を実施しましょう。

8 感染リスクが比較的高い活動時における感染対策について

感染のリスクが比較的高い活動時には、以下のとおり一定の感染症対策を講じてください。

活動の内容	感染対策の内容
園内活動における共通事項	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う・十分な換気ができない場合にはサーキュレーターや空気清浄機等の補完的な措置を講じる・正しい手洗い・手指消毒を行う(石けんと流水で30秒以上かけて丁寧に手洗いをする)
園児がグループで対面形式となる遊びを行う場合	<ul style="list-style-type: none">・少人数のグループで実施し、大声での会話は控える
園児が行う合唱、鍵盤ハーモニカ等を演奏する場合	<ul style="list-style-type: none">・園児同士の距離を確保し、向かい合っでの歌唱は控える
園児が密集して運動する場合	<ul style="list-style-type: none">・大声での発声は控えるとともに、見学や休憩時等も、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える・会場の他、ステージの舞台袖も十分な換気を行う
園外活動を行う際にバスなどを利用する場合	<ul style="list-style-type: none">・車内の換気を行い、大声での発声を控える

9 人権配慮の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症は誰でも感染の可能性がある病気です。各保育施設においては、保護者の皆様に県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報等に惑わされることなく、感染者の人権に配慮した冷静な行動をとっていただくよう呼びかけにご協力をお願いします。

作	成	令和2年8月12日
第一次改訂		令和3年1月25日
第二次改訂		令和3年8月25日
第三次改訂		令和3年9月24日
第四次改訂		令和4年5月18日
第五次改訂		令和4年6月6日
第六次改訂		令和5年4月1日

参 考 资 料

保育施設における新型コロナウイルス 感染拡大予防ガイドラインのポイント

家庭から施設にウイルスを持ち込まないために

○体調不良等の場合は、園児・職員とも登園・出勤しない

施設内で感染拡大させないために

○正しい手洗い・手指消毒



- ・石けん（液体が望ましい）と流水で30秒以上かけて丁寧に手洗いをしましょう
- ・手洗いができない場合は手指消毒を行いましょう。（アルコール濃度70%以上）
- ・接触感染を避けるため、タオルの共有は避けましょう

てをあらおう



○マスク着用が推奨される場面

- ・園外活動において、重症化リスクが高い施設を訪問する場合
- ・施設内や地域において感染が大きく拡大している場合

マスクをしよう



○適切な換気（常時換気が望ましい）

- ・2方向の換気を意識して空気を入れ替えましょう。
- ・常時換気が難しい場合でも30分に1回以上、5分程度の換気をしましょう

かんきをしよう

○共用の物品・場所の消毒



- ・おもちゃ、工作用品、絵本などの物品や場所をこまめに消毒しましょう
- ・特に食事や歯磨き等の飛沫が発生しやすい活動の後にも消毒をしましょう
- ・ドアノブなど頻繁に触る箇所や床等は時間を決めて消毒しましょう

しょうどくしよう

○可能な限り距離をとった保育活動

- ・給食・おやつ、歯磨き、午睡、送迎バスなどは可能な限り園児と園児の距離をあげましょう



◇物品・場所等への消毒方法

物品・場所等	普段の洗浄等の方法	消毒する場合の方法
糞便や嘔吐物が付着した床、衣類等の浸け置き	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.1%）で消毒
食器等の浸け置き、トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等	—	・次亜塩素酸ナトリウム（濃度 0.02～0.05%）で消毒
ぬいぐるみ・布類	定期的に洗濯。 陽に干す（週 1 回程度）。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.05%）に十分浸し、水洗いする。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
絵本	— ※洗浄できないため、3 日程度開けてローテーションで使用する。 （消毒可能な場合は 2 日程度）	・表面がコーティング等されており消毒可能な場合は、消毒用エタノールで表面を拭く。
洗えるもの	定期的に流水で洗い、陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日洗う。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.02～0.1%）に浸し、陽に干す。 ・色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	定期的に湯拭き又は陽に干す。 ・乳児クラス 週 1 回程度。 ・幼児クラス 3 カ月に 1 回程度。 乳児がなめるものは毎日拭く。	・汚れを落とし、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度 0.05～0.1%）で拭き取り、陽に干す。
砂場	砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する	・掘り起こし砂全体を陽に干す。

※次亜塩素酸ナトリウムを濃度 0.02%で作成する場合は、時間とともに濃度が下がるためすぐに使用してください。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
 ・換気をしてください。
 ・家事用手袋を着用してください。
 ・他の薬品と混ぜないでください。
 ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
 商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

(プライベートブランド)

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例	ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) * *次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくと分解し、濃度が低下して いきます。購入から 3 ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10mL (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。	イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)	西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)	セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

◆保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）厚生労働省

＜消毒薬の種類と用途＞

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表3を参照すること。

表3 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水等）		第4級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム等）※1 逆性石けん又は陽イオン界面活性剤ともいう。	アルコール類（消毒用エタノール等）
	次亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸水		
消毒をする場所・もの	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等（浴槽、沐浴槽、トイレのドアノブ等） 用具類（足浴バケツ等） 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等（便座、トイレのドアノブ等）
消毒の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 0.02%（200ppm）液での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：0.1%（1,000ppm）液での拭き取りや浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 遊離塩素濃度 25ppm（含量 亜塩素酸として 0.05%≒500ppm 以上）での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：遊離塩素濃度 100ppm（含量 亜塩素酸として 0.2%≒2000ppm 以上）での拭き取りや浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 0.1%（1,000ppm）液での拭き取り 食器の漬け置き：0.02%（200ppm）液 	<ul style="list-style-type: none"> 原液（製品濃度 70～80%の場合）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 金属腐食性が強く、錆びが発生しやすいので、金属には使えない。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 脱色（漂白）作用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 ステンレス以外の金属に対して腐食性があるので注意する。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 衣類の脱色、変色に注意。 	<ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いため誤飲に注意する。 一般の石けんと同時に使うと効果がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷や手荒れがある手指には用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等は、変質するので長時間浸さない。 手洗い後、アルコールを含ませた脱脂綿やウェットティッシュで拭き自然乾燥させる。
新型コロナウイルスに対する有効性	○（ただし手指には使用不可）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2	○※2
ノロウイルスに対する有効性	○※3	○※3	×	×
消毒薬が効きにくい病原体			結核菌、大部分のウイルス	ノロウイルス、ロタウイルス等
その他	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・直射日光の当たらない涼しいところに保管。	・希釈液は毎日作りかえる。	

※1 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、嘔吐物や排泄物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、塩素系消毒薬を用いる。

※2 新型コロナウイルスの消毒、除菌に関する、上記の消毒薬の使用法の詳細については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html を参照してください。

※3 ノロウイルスの消毒、除菌方法に関する、上記の塩素系消毒薬の使用法の詳細については、「ノロウイルスに関するQ&A（厚生労働省）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000856719.pdf> を参照してください。

<引用・参考文献>

- ・「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001071861.pdf>)
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(2023.4.1 Ver.9)」文部科学省
(https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- ・「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第3版(2021.6)」
全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会
(<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>)
- ・「厚生労働省・経済産業省・消費者庁 新型コロナウイルス対策ポスター
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>)